

工学院大学知的財産ポリシー

平成26年7月30日

はじめに

工学院大学（以下「本学」という。）は、教育研究を通じて本学の教職員が創出した知的財産の取り扱いについて大学帰属を基本としたルールを定めた。本学が生んだ研究成果を貴重な知的財産と考え、その保護と活用に努め、学術研究成果を広く社会に発信することが本学の使命と認識し、「工学院大学知的財産ポリシー」を制定する。ここに、学内外に対して本学における知的財産活動の基本的な考え方を示す。

1. 基本方針

本学では、知的財産活動において「研究活動の活性化」と「社会貢献」を柱として捉え、知的財産の活用を促進するとともに、共同研究や受託研究を推進し広く社会に向けた活動を積極的に推進する。

2. 知的財産の帰属

本学の教職員等が、本学の資金、施設、設備及びその他の資源を活用して行った活動により、生じた発明等は原則として本学に帰属するものとする。

3. 知的財産の承継

本学は、教職員等が為した発明等の知的財産権を新規性、進歩性、社会性や実用化の可能性等の総合的な判断により承継することを決定した場合に、これを承継する。

4. 発明者の保護

本学が承継した知的財産権に係る訴訟、係争及び侵害に対しては、本学が教職員等の正当な権利を保護する。

5. 発明者へのインセンティブ

新たな知的財産の創造意欲奨励するため、次の補償金を定める。

- (1) 本学が承継し譲渡を受けたときには、本学発明者に出願補償金を支払う。
- (2) 本学が承継し知的財産権が法令で定められた権利に登録されたときには、本学発明者に登録補償金を支払う。
- (3) 本学が知的財産権の運用又は処分により収入を得たときには、本学発明者に実績補償金を支払う。

6. 知的財産の管理・活用

知的財産権の適切な管理活用を行い、ホームページ等を通じて学内外に発信する。また、研究成果等の産業界への技術移転を推進し、本学の研究活動の活性化を図るとともに経済社会の発展及び学術の進展のために活用する。